

守れなかった命を見つめて

子どもを健やかに育むべき親からの虐待により、子どもが亡くなるということ、とても痛ましい事件が後を絶えません。

高島市でも、4年前の7月5日、当時2歳7か月の女兒が保護者の虐待により亡くなるという事件が発生しました。

毎日のように報道される児童虐待の事件。悲劇を二度と繰り返さないために、私たちにできることは何があるのでしょうか。

地域での子どもに対する見守りや声かけ。そして、「もしかして?」と思ったときは関係機関に通報することによって子どもの命が救われます。この機会に、それぞれができることを一緒に考えてください。

知ってください 「児童虐待」

児童虐待とは、親などから子どもに対して、継続的、反復的に加えられた不適切な行為をいいます。児童虐待の防止等に関する法律では、虐待を次の4つの行為であると定義しています。

〈身体的虐待〉

殴る、蹴る、投げ落とす、首を絞める、熱湯をかける、布団蒸しにする、溺れさせる、逆さ吊りにする、異物を飲ませる等。

〈性的虐待〉

性交、性的行為の強要、性器や性交を見せる、ポルノの被写体にする等。

〈ネグレクト〉

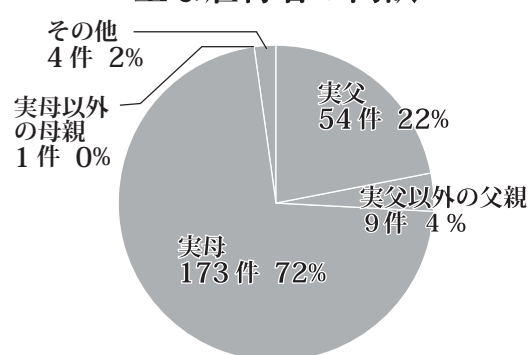
食事を与えない、衣服や居住を極端に不潔・不衛生な状態にする、乳幼児を家や車の中に放置する、子どもが望むのに登校させない(登校禁止)等。

〈心理的虐待〉

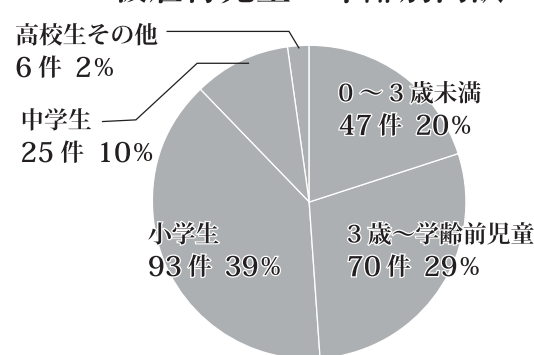
無視、脅かし、他の兄弟・姉妹と著しく差別する「お前なんか生まれて来なければ良かった」などの子どもの心を傷つける言動、DV(配偶者からの暴力)を見せる等。

実際のケースでは、これらの4つの行為が組み合わさり起こることも少なくありません。虐待は、家庭内でのしつけとは明らかに異なり、子どもの心身の成長と人格形成に重大な影響を与えます。

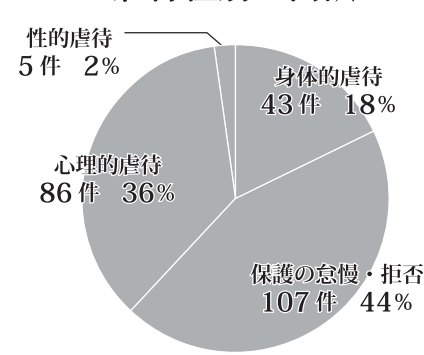
平成 21 年度
主な虐待者の内訳



平成 21 年度
被虐待児童の年齢別内訳



平成 21 年度
虐待種別の内訳



高島市における児童相談の状況 (過去3年)

年 度	H19	H20	H21
児童相談実数	358	404	427
児童虐待相談	149	200	241
児童相談延数	5,269	6,871	6,452
児童虐待相談	3,531	5,141	5,267

*実数と延数の見方

【例】一人に対して電話相談5回、訪問による相談3回、来庁されての相談1回の関わりがあった場合、実数が1、延数が9となります。

見逃さないで 「たすけてサイン」

あなたのまわりに、『たすけてサイン』をだしている子どもや保護者はいませんか。ちょっとした疑問や違和感が入り口です。日々のあいさつなどの声かけや目配り、気配りで子どもと家族を虐待から救えます。

「子どもからのサイン」

- 不自然なあざ・やけど・打撲
- 極端にやせている等 栄養失調状態
- 衣服やからだ(髪や手足等)が不潔
- 無表情、大人を見るとおびえる
- 落ち着きがなく乱暴、情緒不安定

「保護者からのサイン」

- 衣類、寝具が不衛生状態
- 子どもを家に置いたまま、よく外出する
- いつもイライラして、子どもに当たる
- 地域との交流がなく、孤立している
- 子どもの健康や安全への配慮がされてない

そして、あなたに できること

近所で気になる子どもを見かけた時、少しでも疑問を感じた時には、どうかためらわないで子ども家庭相談課までご連絡ください。市ではお知らせいただいた方のご迷惑にならないように、そして個人情報を守ることに十分配慮して対処します。

【通告先】

市子ども家庭相談課
☎(050)85117
各保健センター
滋賀県中央子ども家庭相談センター
☎077(5662)1121

7月1日から7日は、
高島市子ども虐待
防止推進週間です

